

広島市告示（安佐南区）第35号  
令和7年4月16日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年4月16日から同月30日まで広島市安佐南区役所農林建設部維持管理課において縦覧に供します。

広島市長 松井 一 實

道路の種類	路線名	供用開始区間	供用開始の期日
市道	安佐南4区 374号線	安佐南区大塚東二丁目 1456番地1地先から 安佐南区大塚東二丁目 1456番地1地先まで	令和7年4月16日